

特別寄稿

施設養護における子どもの権利と人権を擁護する 養育の質的向上への視点

児童福祉実践論・児童福祉論担当 鈴木 力

A point of view toward the qualitative repletion of the bringing up to protect human rights of the child at the child protective institution (children's home)

Tsutomu Suzuki

1. 問題の所在

—子どもの生活する児童養護施設の役割について

「さむいよる

藤田 翠（兵庫・六歳）

おかあさんのいないこどもは
どうやっておふとんあたためるの」

ここに引用したこの子どもの詩は、「大震災の夜、体育館で親子四人が毛布にくるまっていたとき、翠ちゃんがこうつぶやいた」ものである¹⁾。数多くの被災者と未曾有の被害に見舞われた阪神淡路大震災のため、家族で避難所での不安な夜を迎えた6歳の幼い子どもの内にある「やさしさ」に基づいた想像力に筆者は心を揺さぶられる。他者を思いはかり、わがことと結びつけたこの6歳の子どもの感性は、専門職の行う援助活動にも通じる、他者との共感の源泉のようにも感じられた。本稿で考察する児童養護施設で生活する子どもたちには親や保護者が全く存在しないことは少ないが、日々の生活の上では親や家族と離れて暮らしているため（親子分離）、親に代わる養護職員が比喩的な意味で「ふとんをあたためる」というよ

うな日常生活に関わる援助行為を行っている。

こうした親や家族と分離した子どもたちの養護と自立支援を行う児童養護施設では、「子ども虐待」の増加に伴い、社会的養護を必要とする子どもが増加し、子どもの養護を行う児童養護施設も（特に大都市近郊を中心に）満床に近く、また子どもたちの援助や支援を行う養護職員は援助に困難性を伴いややすい子どもとの関わりに日々悪戦苦闘している現状がある。

本稿では、特に児童養護施設で生活する子どもの権利や人権を擁護するための相互作用行為としての援助関係の意味を取り上げるが、ここでその前提となる児童養護施設の現状について概略を整理したい。児童福祉法第41条によれば、児童養護施設は「保護者のない児童（乳児を除く。ただし、その安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要なある場合には、乳児を含む。以下この条において同じ。）、虐待されている児童その他環境上養護を要とする児童を入所させて、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする」施設である。つまり家庭という生活の場で発生した何らかの養護問題（家族の危機）によって、子どもは家族と分離し児童養護施設に入所する。特に近年では子ども虐待の増加に伴い、児童養護施設で生活する被虐待

児の割合が増加している。こうした現状から、児童養護施設は従来の生活援助・支援を中心とした養護内容にとどまらず、個別対応を重視してさらには治療的なケアの内容を充実するように進んでおり、またファミリー・ソーシャルワークの重要性も増している。さらには施設の小規模化・地域化という方向性も出されている。

従来の児童養護施設では大規模集団養護を行う「大舎制」の養護システムで運営される施設が多く、グループダイナミクスを活用して集団の活性化とその集団による子どもの適切な発達を基盤にした、児童福祉施設最低基準の人員配置で可能な集団養護体制がとられてきた。しかし今日、養護ニーズは多様化し、新たな養護機能を果たすことが求められ、施設形態も全国児童養護施設協議会がまとめたように（2003年、全国児童養護施設協議会、「子どもを未来するために－児童養護施設の近未来」）、「施設の小規模化・地域化」に向かって取り組みが進められることとなった。制度においても、国も施設を小規模化する方向性に呼応し、「地域小規模児童養護施設」（2000年）や「小規模グループケア」（2004年）を創設している。こうした変化は施設の形態だけにとどまらず、心理療法担当職員や家庭支援専門相談員などの新たに必要性が高い職員の配置がされるようになり、子どもや家庭のニーズに応じた養護内容の新たなあり方について検討が進められている。

このように児童養護施設では新たな展開が始まられているが、未だ残されている課題もある。施設内虐待の問題は今も一部施設で起こっている。こうした事態を防ぐためにも、それぞれの施設が子どもを養育する中で子どもが大切にされていると実感できる（このことそのものが、後述するように人権や権利が擁護されていることに通じることになる）養護内容を持ち、職員の資質をより向上するためのシステムづくりが求められている。

また施設を小規模化し、地域に開かれた施設とするためには、現状では足りない職員配置の抜本的改善が不可欠である。さらに子どもたちが「強いられた自立」²⁾をすることがないように、個々の子どもに応じた自立支援ができるように援助観を問い合わせし、そのための制度を改善していくことも求められている。児童福祉施設で生活する子どもの援助実践にも詳しい児童精神科医である滝川一廣は、子どもの人権に関する論考の中で、以下のように述べている。

「私たちの社会で真に深刻な子育ての問題は、全体水準が大きく向上したぶん、幸福に育まれる大多数と、そうした養育の得られない不幸な少数との落差が極端に開いてしまった事実だと思う。児童虐待はこれを象徴するものであろう。しかも、かれらを家庭に代わってケアする児童福祉施設の、法で定められた養育水準が一般家庭のそれに較べて以下に低く抑えられていることか。人間の子育てにおいては、どうしても千人に一人ほどの確率で家庭を失う子どもたちがでてくるのは避けがたい。しかし、私たちの社会は、その子どもたちへは約束ごとを果たしていない。」³⁾

滝川が述べているように、私たちの社会は児童養護施設で生活せざるを得ない「養育の得られない不幸な少数」と一般家庭との落差が極端に開き、養育水準も大変低く抑えられている現状がある。本稿ではこのように「その子どもたちへの約束ごと」である養育の質的向上を行うためにどのような視点が必要なのかという視点を、児童養護施設の一義的な生活者であり、ケア当事者である子どもの権利と人権擁護とその援助過程に注目して論じることとする。

2. 「コルチャック先生のいのちの言葉」と 今日の施設養護 —子どもの権利や人権を理解する力とし ての想像力について

「おとぎ話のような生活に恵まれ、／人を信じ、人な
つっこく、／幸せいっぱいの子どもたちのかたわら
に、／幼い頃から、人生の陰鬱な現実を／はっきりと
残酷に教えられる子どもたちが／たくさん存在してい
ます。」

貧しさ、虐待、放置、無関心がこうした子どもたちの
いのちをむしばんでいるのです。

こうした子どもたちは、荒れており、人間不信に陥り、
引きこもり、憤りにみちています。

でも、決して、悪い子どもではありません。」

ヤヌシュ・コルチャック⁴⁾

これはヒロシマに原子爆弾が落とされるちょうど3年前の1942年8月6日、自分の経営する施設の192人の子どもたちと共にナチス・ドイツの手によって露と消えたヤヌシュ・コルチャックが残したものである。コルチャックの生きた時代だけではなく、虐げられる子どもたちはいつの時代も、そして今も存在する。子どもたちの権利や人権を擁護し、子どもと共にあることに自己の尊厳と生涯をかけたコルチャックの思想は、1979年国際コルチャック年には彼の祖国ポーランドが「子どもの権利条約」⁵⁾の草案をまとめ、その後10年を掛けて国連で採択された「子どもの権利条約」として結実した。この草案をまとめたポーランドの官僚や政治家は、まさに子ども期にこうして人権や尊厳を侵害された当事者である。自らの子ども期の悲惨を忘れず、コルチャックの思想を反映させた「子どもの権利条約」を生み出した多くの人々の尊厳を持った行動によって「子どもの権利条約」

はつくられたともいえる。さらにこの「子どもの権利条約」の源流は、養護の必要な子どもと一緒に生活を送ったコルチャックに行き着くことの意味を養護に生きる私たちは重く考える必要があるだろう。

コルチャック自身が最も心血を注いだ養護の必要な子どもとの生活に結びついた、権利と人権を擁護する思想を示すエピソードを、「コルチャック先生のいのちの言葉」⁶⁾から紹介したい。子どもの養育に関わる名医としても評判の高かいコルチャックは、孤児院で暮らす4歳の子どもを連れ、レントゲン研究室での「子どもの心臓」という講義を行った。そこで、多くの受講者の前に真っ暗な部屋に怯え、激しく鼓動するその子どもの心臓がレントゲンに映された。コルチャックはその子どもがこれ以上怯えないように配慮しながら、やさしい声で受講者に語りかけた。「この光景を決して忘れないように。怯えている子どもの心臓はこんなにも激しく鼓動するのです。ですから、おとなから怒られた場合にはなおいっそう激しく鼓動するのです。」それから、コルチャックはその子の手を握って出口に向かいながら、「今日の講義はこれまで」と付け加えた。受講者はこれ以上、なにも教えてもらう必要はないと思ったという。

このエピソードは、今子どもと関わる援助者にも通じるものである。子どもと関わるとき、時には子どもに注意する（行動を修正するために叱る）必要のあることもある。その時援助者は、子どもの内側でどんなことが起きているのか、考えなければならない。つまり、目の前の子どもに私たちの関わりによって何が起きるのか、子どもと関わる援助者として、理解し、共感する努力が必要であることは援助を行う前提である。大人の大きな声や子どもを叱る表情や態度によって、子どもの内面には大きな動搖が起きる。この一見単純なことに、大人の視点はむかっているだろうか。

仮に、私たちが格闘技のリングに上がるとすればどうだろう。リングに上がらないにしても、体格の大きい格闘家に強く叱られ、軽くひねられることを想像すれば、そんな状況に置かれるることは避けたいことである。しかし、重量級の格闘家と私たちの体重、身長差の比と、通常のサイズの私たち大人と子どものその比とを比較すれば、ふつうの大人と子どもとの比の方の差が大きい。想像力を働かせれば、小さな子どもを強く叱り、あるいは体罰することは、自分が大きな格闘家に叱られる以上のことになるかもしれない、圧倒的に不利な対場に子どもが置かれていることがわかる。コルチャックが伝えていることはこのことに通じるのである。このように、立場の違う子どもとの関わりには、大人側が子ども側の立場に立って考える想像力が不可欠である。

さらに子どもの置かれた立場や気持ちや状態をみず、起きた現象や結果から叱ることはどういう意味があるだろうか。子どもたちの問題とみえる行動化の背景には、例えば虐待によって傷つけられた大人に対する不信感の表現や、怒り、悲しみ、やりきれなさ、淋しさなど様々な感情を「何とかしてほしい」という大人への声にならないメッセージやサインも含まれているかもしれない。子どもに対する私たちの思い込みや偏見に気づく努力をしながら、子どもの気持ちや行動の意味、言語化されない子どもの声に共感しようとするプロセスが権利や人権を擁護する実践そのものである。子どもの権利や人権を擁護することは、子どものいうことをそのまま受けることでも、過剰に甘えさせることでもない。子どもを一人の人間として、大切な存在として扱うことである。

3. 当事者である子どもを理解すること

【事例1】

児童養護施設A学園では、職員の子どもに対する体

罰が起きた。高校を中退した子どもが、これから仕事のことや将来のことを話し合おうという担当職員の呼びかけに応じないで、反抗的な態度で言葉を職員に投げかけたことから、そのことに怒りを感じた指導員は数回にわたって子どもに暴力をした。子どもは信頼していた職員から受けた体罰を許せず、以前の関係までに回復はできなかった。その後、子どもは施設から離れ、親族の元で暮らすこととなった。

筆者が当該職員に体罰をした原因を尋ねたところ、小学校低学年の時から担当していた指導員が仕事につくように話をした時、子どもが「お前ら、何もしてくれねえじゃん」と子どもがいい、「自分は今までこれだけやっているのに（こいつは何もわかっていない）」という感情からの行為であったとその指導員は語った。

上記事例1の指導員はこれまで子どものことを考え、精一杯日々の努力を重ね、実践を行っていただろう。しかしこうした努力の積み重ねがあっても、こうした「事故」によってこれまでの関係修復が難しい状況となったことは結果として残念なことである。高校中退したこの子どもが発した「お前ら、何もしてくれねえじゃん」という言葉の意味は、指導員に対して「してくれない」ことを責めるための言葉だったのだろうか。援助者として一步引いた視点で今現在置かれている子どもの状況を想像すれば、①高校を中退したことによる不安が高い状態ではないか（児童養護施設では高校中退から就職自立を促すことは一般的である）、②自分の力だけではどうすればよいかわからず苦しんでいるのではないか、③子どもからの「何とかして欲しい」と依存感情を職員に投げかけた言葉ではないか、などと解される。つまり職員を糾弾し責める気持ちよりも、子ども自身が感じている現状の戸惑いから生じた言葉である可能性も高いと考えられる。

私たちがコミュニケーションの手段として使う

言語は、表面上の字義的意味だけではなく、その中に言外の意味を含んで使用されることが多い⁷⁾。乳幼児期から学童期の比較的低年齢の子どもだけではなく、思春期の子どもであっても、大人でさえ会話の中でコミュニケーション齟齬が生じやすい。発達過程から考えれば言語的コミュニケーションによって自分の感情をそのまま伝えることが難しいことが一般的である。専門的な援助職員の倫理のあり方としても、施設養護の当事者の立場に立つように努め、子どもの発する言葉の背後にある言外の意を解釈するように想像力を働かす配慮が必要である。

それでは当事者はどんな感情を持つことがあるのだろうか。ここで二人の当事者の声に注目したい。

脳性マヒの障碍を持ち、障害児施設での生活経験を持つ小山内美智子は著書の中で、当事者としての施設経験の中での職員に対する感情を次のように書いている。

「施設にいたころ、私たちは愛に飢えていた。一人の看護婦さんが、私の頬についたご飯粒をとって食べてくれた。その時の感激はいまも忘れない。いつも体中に冷たい空気が流れている生活のなかで、母のように接してくれた看護婦さんの顔が、いまも時折夢に出てくる。孤独に震えている時、その看護婦さんの顔が出てくるのだ。もう三十年以上たつというのに。

子どものころ、私は整形靴というひざ元にバンドが二本あり、左右に鉄の棒がかかとまでついている編み上げの靴をはいていた。その靴をはくと歩きやすくなつたが、一人ではなかなかはけなかつた。片方は片足を使い一人ではけるようになったが、もう片方をはくのに一、二時間かかったこともある。それを一人ではかないかぎり、昼食を食べさせてもらえない時もあった。おかげのにおいだけが廊下を通つて流れてく

る。おなかの虫は鳴りつづけ、涙しか出てこない。のどが渇いてきたので一人で自分の涙と鼻水をなめた。しょっぱかった。このことを、私は本を書くたびに怨念のように書きつづけている。あの時の訓練士は、許せない。」⁸⁾

小山内はここに二人のケア職員を対比的に描いている。やさしく頬に付けたご飯粒を食べてくれる「お母さんのような」看護婦の顔が孤独に耐えるような苦しいときに思い起こすとともに、一方では当事者である小山内の辛さに対する気づきがなく、一方的に厳しい訓練を与え続けた訓練士のことを今も恨んでいるという。家庭に代わる生活の場である施設は、子どもにとっては家庭という場の重要な機能である情緒的交流の場であることから、ケア職員と子どもとの相互作用としての情緒的交流や相互作用が、小山内のように施設退所後にも影響を与えることがわかる。また児童養護施設でのケア経験の当事者であり、現在は児童養護施設の職員となった「コム」は、インターネットのブログで自分の援助にあたった職員のことを次のように記述している。

「2005年11月06日

母という存在

実の母親のことではありません。育ての母親のことです。コムは児童養護施設で育ちました。児童養護施設職員のSさんはコムにとって母親という気がずっとしています。

「児童養護施設で育ったことを誇りに思いますか？」と質問をされたら、迷わずノーと答えるでしょう。施設の生活は「毎日を生きる」ことで精一杯のストレスフルな環境でした。なぜ施設職員に殴られたのかわからない屈辱的な出来事もありました。いまだに人には言えない心の傷もあります。施設にいるころは毎日何かと戦っていましたし、本当に生きることに必死でした

た。もちろん、施設にいたからこそ経験できた楽しい思い出もありますが。

しかし、「Sさんに育てられたことを誇りに思いますか」と質問されたら迷わずイエスと答えるでしょう。Sさんはコムが2歳で入所した時から18歳で退所するまで16年間ずっと施設職員でした。実は今でも施設職員をしています。30年以上施設職員をしています。Sさんはコムがいけないことをしたときには叱りました。問題行動を繰り返すコムはよく叱られました。結構、厳しいことも言われたりしました。未熟だったコムも納得がいかないと言い返し、何度も口論しました。口論と言うよりコムが怒鳴り散らす感じですが。けれどSさんには一度も叩かれたことはありません。言葉によって虐げられたことはありません。コム自身を否定されたことはありません。上手く表現できませんが、厳しいのだけれど優しい、優しいのだけれど厳しい、とても大きな存在、他の職員とは違う何かがありました。それは、小さい頃からずっといるということもあるかもしれません。施設の職員がコムの成長と共にどんどん入れ替わっていきましたが、Sさんはずっといました。

う~ん、言葉足らずなコムには本当に上手く表現できないのですが、コムにとってとても大切な人の一人です。コムは家庭で育ってはいないけれど、母親ってこういうものなのかなと今では思います。

コムは児童養護施設という閉鎖的な環境で育ちましたが、今ではSさんとの出会いを感謝しています。コムはSさんのような施設職員になりたい。コムは男なのでまるっきりSさんのようにとはいかないだろうけれど。ずっとそばにいること、その子自身を認めること、その子にとって大きな存在であること（良い意味で）。

今現在では、育った施設に行くことは滅多にありませんが、数年前に電話で話したときにこんなことを言われました。

「遠いんだから別にわざわざ来なくてもいいんだよ。あんたが無事でやっているってわかれれば嬉しいんだから」

そういえば、前に会ったのは何年前だろう？相変わ

らず元気でやっているのかな。

コムは無事でやっています。育ててくれてありがとうございます。」⁹⁾

このブログの筆者である「コム」は、彼の在籍した児童養護施設の生活はストレスフルであり、理不尽な体罰や未だに他人にいえない経験などからその生活を誇りには思えないが、自分を大切に育ててくれたSさんという職員に出会ったことについて誇りに思っているとしている。小山内の施設当事者としての経験と同様に、施設での生活の中身（養護内容）の如何に関わらず、子どもに共感的に、誠実に関わった存在はその後の当事者に深く影響を与えることがあることがここからも推し量ることができる。

前述したように、子どもたちは家族の何らかの危機的状況のため、家族と分離して施設に入所する。このことはただ家族と別れて暮らすことだけではなく、それまでの子どもたちが暮らしていた地域社会や保育所、幼稚園、学校などの今まで慣れ親しんだ環境や関係から離れ、新たな環境や関係を形成してケアされることを受け入れることを意味する。通常の引越しでさえ高いストレス要因となるのに、生活のほとんどすべてが新たなものとなることは、当事者である子どもに強い苦痛や困難となる経験を与えることは明らかである。施設での生活によって以前の家庭での生活水準より豊かな生活を保障されるにしても、新たな環境や関係を受け入れることは困難となりやすい。このように理解し、想像すれば、施設入所後にみられることがある子どもの退行や試し行動、様々な行動化の意味についても共感的に了解可能となる。このことから、子どものマイナスにみえる行動化などを「すぐに修正する必要がある」と解するより、子どもの側に立って気持ちや感情を理解することから援助内容を検討し、援助実践を始めるこ

とがより効果的である。

精神医学者である中井久夫は、外傷体験を持つ患者の行動化について、論文「外傷性記憶とその治療－一つの方針」の中で次のように述べている。

「行動化は治療の山場に多く、しばしばプラスの要因が隠れている。私たちは、外傷の再演に繋がるような支配的・権威的態度を慎むのはもちろん、行動化が外傷の再演か除反応か、あるいは積極的な人生か、あるいはさらに別の可能性をも考えるべきである。すなわち、「良性の行動化」と「悪性の行動化」を分けて考えるべきである。治療のヤマ場の直後に患者がカゼを引くことをはじめ事故を起こしやすいことがある。その可能性を告げておくほうがよい。最後は、淡々とあって、いつか患者が来なくなるという形をとることが、望ましいのではないかと私は思う。治療者を「つるほうが、治療者に（たとえ終結宣言によってでも）「フラレ」よりもよいと私は思う。」¹⁰⁾

施設という場所で生活する子どもは心的な外傷を持つ患者と同じであるとはいえないが、家族との分離自体子どもにとっての外傷となりうる体験であり、虐待された経験を持つ子どもたちが施設で多く生活することを考えれば、中井による指摘は援助の意味を考える参考になる。特にここで引用した前半部分にあるように、行動化の背後には時には「プラスの要因」が隠れていることや、「支配的・権威的態度」を慎み行動化の意味する可能性を考える、という中井の指摘は施設養護にも敷衍できるものではないか。このように当事者である子どもへの理解を深めることは、援助専門職としての責任であろう。

4. 生きるために大切なものの・ことを実現する意味での権利・人権擁護

こうした子どもの権利や人権擁護の内容を検討する前提として、次に権利と人権という言葉の意味を検討したい。

権利は文字の印象から¹¹⁾、肯定的なイメージを持ちにくい。そのため「子どもの権利」自体も、「子どものわがまま」「子どもが好き勝手にすること」として受け取られやすい。それでは権利とは「わがまま」なことを示し、「権利擁護」は「わがままを容認すること」を意味するのだろうか。さらに施設養護の現場では、「権利擁護は子どものいうことやすることをそのまま認めること」を意味するのだろうか。そのため、子どもと向き合えなくなった」という声を耳にすることもあるが、これらには誤解が含まれている。これらのことも考えてみたい。

権利という言葉は、明治期に外国語を日本語に変換する作業の中で英語の「right」を翻訳したものである。英語でいう right の基本的な意味は「正しいこと」であり、本来の「権利」にはこのニュアンスが含まれていなければならない。福沢諭吉などは right の翻訳語として「権理」という字を当てていたし、その他にも当時の保守的ジャーナリストであった福地源一郎の文献の中にも「権理」という文字をみることができる¹²⁾。権の意味は「法・定めによって付与された資格」であり、また「理」には「物事の道理、筋道」という意味があることからすれば、right の訳語が「権利」ではなく「権理」として普及していれば、権利に対する誤解も少なかっただろう。このように、権利の本質的な意味には「正しさ」というニュアンスがあり、子どもの権利とは「子どもにとって正しいこと」を意味する。

つまり子どもの権利とは「子どものわがまま」をいうのではなく、子どもの権利擁護も「子ども

のわがままをすべて容認すること」ではない。子どものわがままや自分勝手をそのまま受け入れるだけなら、それは子どもと向き合わない（ネグレクト）状態となり、大人から適切な養育を受ける基本的権利（人権）を侵害してしまう自己矛盾に陥ることとなる。

以上のように子どもの権利と人権擁護は、子どもにとって正しいことを守り尊重する大人の側の態度を示している。子どもの行為や行動、言語・非言語的コミュニケーションを通して考えながら、子どもの存在そのものを受容するプロセスが子どもの権利や人権擁護を意味するといえるだろう。さらに子どもの権利や人権擁護を推し進めていくことは、単に体罰や不適切な関わりをしないよう努めるだけではない¹³⁾。子どもの意見や主体性を尊重し、子どもにとって大切なことや必要なものを子どもと一緒に考えながら提供すること¹⁴⁾を通して、子ども自身が自分を大切な存在として実感するプロセスが重要となる。

ここで混同されやすい、権利と人権の違いを明らかにしたい。一般的にはこの二つの言葉の意味を混同して使われていることが多く、誤解が生じている。この誤解を防ぐためにも、この権利と人権の中身を峻別して理解することが重要である。

まず権利とは人が何かすることを承認し認められることであり、皆が同じものを持っていないものもあり、努力して獲得する必要があることもある。例えば、「大学で高等教育を受ける」権利を考えてみよう。大学で高等教育を受ける権利を享受するには、高等学校等の中等教育を終えるか、大検合格という年齢や資格の制限を満たした人が、大学入学試験に合格するための努力をし、受験料を払い受験をし、希望する大学に合格し、さらに学費を払い、講義に出席するなどの義務を果たし、学生として学則を守る責任を果たすことが

求められる。このように権利には制限、努力、義務、責任などの様々な条件が付与される。

しかし近代以降の「闘い」の歴史の中で獲得してきた人権は、こうした条件はつかない特殊な権利として認められている。人権とは森田ゆりによれば、「人は皆生まれたまま、等しく尊い存在であり、どの人も地球上にたった一人しかいない大切で尊厳を持つ存在」という考え方を前提にして、「これがないと人間らしく生きていくことができないもので、誰もが条件なしに人間として守られるべき諸権利」をいう¹⁵⁾。今日の社会的養護を含む社会福祉は、こうした人権思想を前提に実践され、構築されている。「welfareからwell-beingへ」という中にも、人権としての自己実現の意味がそこに含まれている。子どもの権利とされる意見表明権も、教育や養育を受ける権利、差別やいじめをされない権利などにしても、そのほとんどが人間として生まれながらに持っている人権に属するものである。

児童養護の領域では、多くの自治体が児童福祉施設で生活する「子どもの権利ノート」を作成し、子どもに配布している。例えば神奈川県が作成したものでは乳児院の子どもたちに向けに、これまで論じてきたことと共通する視点が書かれている。

「乳児院で生活する赤ちゃんへ

私たちは、「赤ちゃん」と呼ばれる子どもたちがこの世に生まれてきたことを祝福し、未来に向かって限りなく成長していく存在として、一人ひとりを大切に育てていきたいと思っています。／子どもたちが愛され、大切にされていると実感できるような生活を送れるよう努めます。／赤ちゃんは、発達の段階も個性もちがいます。そのちがいを尊重しながら育てます。／赤ちゃんは、悲しいことやつらいことを泣いたり、さわいだりしてうつたえます。私たちは、それを無視しないで、うつたえに耳をかたむけ理解し、やさしい言葉

かけや接し方で受け止めます。」¹⁶⁾

ここで書かれていることは乳児だけのことではなく、すべての子どもに通じる。さらに子どもの権利ノートに書かれている権利とは、人間らしく生きていく上で必要不可欠な人権に属するものであり、「何かをしたからもらえる」条件付きの権利ではない。しかし、権利と人権の位置づけが一般には明確に分けられて理解されていないために、人権の範囲のものまで権利のように受け取られ、あるいは混同されてしまうことがある。

【事例2】

ある児童養護施設で施設独自の子どもの権利の内容を説明した「生活の手引き」をつくり、筆者はその内容の確認要請を受けた。その施設の生活の手引きの最後の項目は「あなたが大切にされるためには？」とあり、その子どもへの答えとしては「あなたが大切にされるためには、まず他の人を大切にすることです。」と書かれていた。

上記事例での問題点を考えてみよう。低年齢の乳児であれば、「他の人を大切にしたからあなたを大切にしてあげる」ということは成り立たないことは自明である。さらに乳児だけでなくどの年齢の子どもも、施設という生活の場では養護職員を含む他者から人間としての尊厳を守られながら生活することは人権としての事柄であり、誰かを大切にした報酬として獲得するものではない。子どもは人間としての尊厳を持つ存在であるから、人権を持つ主体者として他者から大切にされる。以上のように児童福祉施設の主人公（最も守られるべき主体者）は子どもであり、他者から大切にされることは人権の範疇である。この施設が子どもに他者を大切にすることを伝えたいことは理解できるが、「誰かを大切にしたから大切にされる」という条件づけは人権感覚として正しくはないだ

ろう。

また中井久夫がいうように¹⁷⁾、病氣や怪我をしている人は治療（養生）のための環境が必要となる。骨折している人に、「動かさないと筋肉の力が弱くなるから、走って筋肉の力を付ける」ことにはならないことは自明である。同様に、何らかの家族危機のために施設入所した子どもには、分離による寂しさや苦しみなどの感情を日々の安心・安定した生活の中で周囲の人間関係の中で大切にされ、治癒できるようになるまでは養生すること（ゆっくりと休むこと）がまず優先される。こうした視点から子どもの権利と人権擁護を定義すれば、「子どもを無条件にかけがえのない大切な存在であることを受け止め、人間らしく発達するために子どもに適切な働きかけを行い、子ども自身が自分を大切な存在として実感できる環境と関係を子どもとも協力しながら実現していくプロセス」とすることができる。施設で生活する子どもの権利と人権を擁護することは、基本的な信頼関係の中で無条件に受け止めながら、子どもが自分の人生を生きぬくために必要な根源的な力としての自己肯定感を育むことといえるだろう。

子どもたちは発達を続け、様々なコミュニケーション手段・方法や社会性を獲得する過程を進んでいく。そのため、その時点で自分の意見や気持ちを十分に他者に伝えるだけのコミュニケーションが可能であると限らない。こうしたことから、子どもに関わる援助者は子どもの代弁者であることが求められる¹⁸⁾。乳児もしっかり向き合って触れ合う大人の存在の心地よさや優しく語りかけてくれる存在の温かさがわかり、養育者との愛着形成が可能となる存在である。また生まれてすぐに子どもの社会性の芽生えが始まるが、コミュニケーション手段の獲得は生後数ヶ月を経過してからであるため、大人はそのことに気づかない。こうしたことからも、子どもにしっかりと語りかけ、

向き合って話し、説明することは、発達援助・支援にとって重要なことであり、子どもの存在を大切にすることである。思春期の子どもも、「あなたのことをみているよ、あなたのことを考えているよ」と日々の生活の中で、言葉だけではなく非言語的なかかわりをもちいて語りかけ、子どもに安心と安定を提供し、心地よい環境や関係を構築するよう努めることが子どもの養育を受ける権利を保障することになる。細かな日常生活の場面の関わりから、「あなたがいてくれる(存在する)だけで嬉しい」ことを伝えることが子どもの権利の人権擁護実践の基本へつながっていく。

こうした子どもの権利と人権擁護の対極には子ども虐待があり、今日児童養護施設には虐待を措置理由として入所する子どもが増加している。この「子ども虐待」は、近年の子育て環境の変化や子育て世代の幼さに起因する問題であり、「昔は(虐待は)なかった」といわれることがある。ところが歴史的にみれば、戦前(1933年)にも子どもへの虐待が社会問題となり「児童虐待防止法」が制定され、その内容が戦後児童福祉法に含められた。また「戦前の虐待は子どもを酷使や貧困の中で子どもを売買すること等であって、今の子ども虐待とは違う」という人もいるが、戦前の児童虐待防止法の国会議事録や当時の子ども虐待の文献をみていくと、既に子どもの権利擁護の見解、身体的虐待やネグレクトなどの事例がまとめられ、親の善意からの行為にも虐待(例えば過度の早期教育)があること、親権は子どもを好き勝手にしてよいことではなく立派に育てる親の義務であるなど、現代の子ども虐待問題と共に通することも論じられている。つまり子ども虐待は、ここ近年に発生したというより、子どもの養育があれば起こりうる問題である。このことは虐待の世代間連鎖ということからもいうことができる¹⁹⁾。

それでは、「子ども虐待」について、子どもの権利と人権を擁護する視点から整理してみよう。子ども虐待は、①親の意図とは無関係に子どもの側が被害を受けていること、②おとなが支配する関係の中で子どもを乱用・濫用することであることをいう²⁰⁾。そして子ども虐待の多くは子どもの愛着の対象となるべき親によって行われるため、愛着形成に歪みが生じ、他者を信頼する力や自己肯定感を持つことを阻害し、弱めてしまうことも起こりやすい。また虐待を受けた子どもたちは、無意識のうちに「あなたは本当に私を受け入れられるの?」「また暴力を振るうでしょ。見捨てるでしょ。」と保護に関わった施設職員へ問い合わせる行動としての試し行動や退行といった様々な行動をみせることがある。

【事例3】

児童養護施設の分園型ファミリー・グループホームで年長の子どもと、子どもに対する援助のことが話題となったことがある。彼自身虐待を受け、情緒障害児短期治療施設で生活した経験を持ち、将来児童福祉の仕事をしたいと大学に通っている。筆者がリビングで「虐待を受けた子どもの援助」という講演のレジュメを作っているとき、彼は「何してるの?」と話しかけてきた。私はその講演依頼のタイトルをいうと、「虐待を受けた子どもには何か特別の援助方法ってあるの」と彼が尋ねてきた。私は彼に「君はどう思う?」と聞き返すと、彼は「虐待を受けた子どもの援助って特別な事をするのではなく、ふつうにすればいいんじゃないの」と自分の意見を述べた。

この事例の彼が述べたことは、「『虐待を受けた子ども』という枠組みだけではなく、一人ひとりの子どもを個別な存在として関わってほしい」という意味が含まれているように思われる。虐待を受けた体験によって、その後に影響を与える心的

外傷を持つことや、そのための専門的な治療やケアを必要とする子どもがいる。また、様々な行動が激しく表出されるために、職員が対応に苦慮することもある。しかし一人の子どもそのものよりも虐待を受けた事実ばかりに注目することによって、ラベリングが始まり、一個の尊い存在としてみえなくなってしまうことさえありうる。子どもにとって虐待を受けた事実はその子どもの属性の一つに過ぎず、「問題に見えること」や一般的な文化的規範を理解しない行動をとる子どもと関わるとしても、類型的対応だけではなく、援助本来の基本に立って、子どもそのものを受けとめ、その子どもの本質に関わるニーズを見ることが重要である²¹⁾。

問題とみえる行動自体が子どものニーズの表出であり、それを子どもが行動化によって現れたため、子どものニーズの存在が明らかとなったともいえる。まず子どもとの援助関係を見直し、子どもとの関係の質を高めるために必要なのかを考え続け、自分自身の実践を再構築し続ける絶え間ない努力が求められる。また援助の困難さは、子どもの責任ではなく、そうせざるを得ないところに子どもは置かれていると考えられる。上記の援助関係の改善のための養育の質的向上に努めると共に、資源の足りなさからの問題が残されているならそれを改善するためには専門職としてソーシャル・アクションを起こしていくことが必要であろう。

5. 結語

—子どもとの適切な援助関係の構築のために

これまで論じてきたように、子どもの適切な発達を保障する援助・支援を行うことは、そのまま子どもの権利と人権擁護へと収斂していく。しかし実際にはネガティブな権利・人権擁護（「体罰

をしない」というように、よくないことを止めるという権利・人権擁護）が語られることが施設養護においては主流であった²²⁾が、今後はポジティブな権利・人権擁護（子どもの生活のために必要・大切なことを積極的に付加する権利と人権擁護）という視点を広げていく必要がある。

例えば施設は小規模化への方向に歩み出しているが、大規模集団養護から小規模化したときに従来の養護内容や援助方法から、具体的に何を切り替えることが必要なのか、広く検討し、施設相互で共有する必要がある。また子どもの生活にとって本当に必要・大切なもののやことを実現するために、現状で足りない資源をどのようにしたら得ることができるのか、そのためには何ができるのか、考え方行動する必要もある。例えば高校進学率にしても一般の進学率より現状でも10数%低く、大学などの進学率ではさらに大きく差が開いていることは大きな問題である²³⁾。今あるものをそのまま提供するだけでは、子どもには事足りない。さらに、物的な環境の整備だけでなく、子どもの養育論と権利・人権擁護が整合性を持って語られていく必要があることが必要である。

筆者もファミリー・グループホームの担当（嘱託者）として子どもたちと暮らす中で、子どもも理解に苦しみ悩むこともある。子どもとの相互作用の中で自ら逸脱や行き過ぎを起こしそうなことも時に生じ、また「もう少し子どもに対してやさしく伝えればよかった」と後悔することもある²⁴⁾。援助や支援という行為は錯誤や過ちを起こしうる人間が行うことであるため、事故や踏み外し、逸脱を起こすリスクを常に負っている。このようなリスクを軽減するためには、援助者自身が自分と子どもとの間の相互作用としての援助関係への気づきを深める日々の振り返りが不可欠となる。ここでまとめとして、援助関係への気づきを得るために4つの視点を挙げてみたい。

1点目は、私の考える「正しいこと」は、本当に子どものために役立っているのか再考するである。「子どものため」にと思っての行為が思い込みでしかなかったら、子どもにとっても援助者にとっても不幸なことであり、さらに子どもはそのことによって直接被害を受けてしまう。自分にとっての正しいことが、その子どもにとってどんな意味があるのか、子どもたちの立場に立つ努力をしながら、再考することが求められる。次に、子どもをどれだけ理解しているのか振り返り、さらに子どもの様子や行動の意味を知ろうとつとめることである。目の前の子どもの気持ちや本当のニーズにきちんと応えているか、子どもとよく話をし、さらに非言語的な表現の持つ意味を考え続けることである。私たちは自分自身のことできさえよくわからないこともあり、他者のことを常に理解すること自体難しいことである。他者へのわかってあげられなさを自覚し、共感したい気持ちから子どもたちの置かれている現実をもう一度見つめ直していくことが求められる。3点目は施設内の常識を問い合わせることである。援助内容が施設内の不文律の常識にとらわれていることがないか、世間の常識と乖離していないか、こうした生活をなぜ子どもに課しているのか、外部からの率直な意見を聞くことも含め（第三者評価もこうした方法の一つである）検証してみたい。4点目は、援助者と子どもとの権力関係がどのようにになっているのか振り返ることである。子どもたちは小さいながらも、自分の人生の主人公である。**「いま—ここ**での生活や大人との関わりが、その後の子どもの人生にとってどんな意味があるのか、そして今子どもが人生の主人公になっているのか、検討していくことが必要である。子どもを何かさせようとする前に、本当に必要なものの提供することが求められる²⁵⁾。

時には職員の「踏み外し」さえ起こらないとは

限らない厳しく困難な現状の中で、援助者である私たちは子どもと座してきちんと向き合いながら、子どもを守る大人として何ができるのか、子どもから問われている。子どもの養護を実践する私たち一人ひとりが、もう一度子どもを守り、大切にするという子どもの権利と人権擁護の意味を問い合わせし、その原点に立ち戻って養護実践を振り返る努力を共有化したい。本稿を論じるのにあたって再三引用させていただいた中井久夫は、近著「関与と観察」の中で次のように述べている。

「人間は安全な沿岸航海をして一生を終わるのが再考の生き方とは言えない。生命を賭して置きに乗り出すことに、人間はみずから生の意味づけを、生きがいを見出してきた。それはむろん外面的な行為のみならず、愛といった内面的な冒険にも当てはまる事柄である。しかし、そのことが可能であるためには、日常的な正常さを正しく評価して、それを静かに整えることが重要だと私は思う。」²⁶⁾

子どもと関わることを選択し、この場にいる私たちは、中井のいう「愛といった内面の冒険」に生きているのではないだろうか。そのためにも、「日常的な正常さを正しく評価して」、つまりは再考を重ねながら、子どもの養護の質的向上のために「静かに整え」ていきたいと考える。

註

- 1) 川崎洋編（2000）「こどもの詩」文藝春秋、28
- 2) ここでいう「強いられた自立」とは、その人々が自分の力で生活するだけの用事が整っていないのにもかかわらず、制度が示す年齢（中卒での就職自立、あるいは18歳未満）によって、施設を退所し、寄る辺のない状態で生活することを求められること

- をいう。
- 3) 滝川一廣 (2004) 「『子どもの人権』再考」
滝川一廣『新しい思春期像と精神療法』、
122
 - 4) ヤヌ・シュ・コルチャック (津崎哲雄訳)
(2003) 「コルチャック先生のいのちの言葉」
明石書店、177
 - 5) 日本国政府による訳では「児童の権利に関する条約」とされているが、①児童に対して子どもの方が広い意味として使われていること、②国も「子どもの権利条約」と使用することを認めていることから、本稿では「子どもの権利条約」として記述する。
 - 6) 前掲書「コルチャック先生のいのちの言葉」にも詳細が記載されている。またポーランドの高名な映画監督であるアンジェイ・ワイダもここに記述したエピソードを映画の中で取り上げている。
 - 7) 例えば滝川は、正常発達も精神遅滞（知的障害）も自閉症もアスペルガー障害もすべて互いに連続したスペクトルをなしており、どこにもはっきりした境界はないとしている。アスペルガー症候群に特徴的だといわれる「言外の意味のわからなさ」は「正常発達している」私たちにもよく見られるものであり、スペクトルをなしているのである。（滝川 2003 「精神発達」とはなにか』『そだちの科学』1号、日本評論社）
 - 8) 小山内美智子 (1997) 「あなたは私の手になれますか -心地よいケアを受けるために」
中央法規出版、61
 - 9) 「児童養護施設と共に」(ライブドア・ブログ) <http://blog.livedoor.jp/flowerluckiness/>
 - 10) 中井久夫 (2004) 「外傷性記憶とその治療－一つの方針」中井久夫『微候・記憶・外傷』
みすず書房、177
 - 11) 権利の文字を裏返せば「利権」となり、またそれぞれの文字から「権力と利益」というような個の利益と結びついてみられがちである。
 - 12) 福地源一郎 (1874 〈明治7〉)「恤救規則について」東京日日新聞 (12月12日付)
 - 13) 例えば子どもに対する不適切な養育 (Child Maltreatment) である体罰をしないというような子どもに対して「～しない」という内容のものは、することを控える「ネガティブな権利・人権擁護」である。
 - 14) 前脚注に対して、子どもにとって環境や人間関係などの必要・大切なもののことを提供するように努めるということは、「ポジティブな権利・人権擁護」という。
 - 15) 森田ゆり (1999) 「子どもと暴力」岩波書店
に詳細が述べられているが、この森田の定義は多くの研究者、法曹関係者の一般的な合意事項といえるものである。
 - 16) 神奈川県版「子どもの権利・責任ノート」
(2000) (尚、神奈川県の「ノート」は2005年に新版となった。)
 - 17) 中井久夫 (1982) 「精神科治療の覚書」日本評論社、250
 - 18) 権利擁護として援助者は当事者のアドボカシー（代弁、代わりに伝えること）に関わることが求められている。
 - 19) 各種調査では虐待の世代間連鎖はおよそ20数%示している。虐待者がこのような数値で虐待を受けたとすれば、社会変動による急激な増加ということだけではすべてを説明できないことになる。
 - 20) このことについては「児童養護実践の新たな地平」(鈴木力編、川島書店、2003年)で詳細を論じたので、参照していただきたい。
 - 21) 実際にある児童養護施設の就職試験の面接

- で、面接をした幹部職員に「虐待の種類別の対応について大学で習ったか」、ときかれた学生が「個別性が重要ではないか」といったところ、「そんなことも知らなければまともな援助はできない」といわれたという。確かに、虐待を子どもの理解のために知識は必要であるが、そのことだけでは一般論を語るだけでしかない。子ども一人ひとりを理解するためのあくまで基礎知識であり、まず目の前の子どもの個別性に立ち返ることが必要であろう。
- 22) 例えば、施設の中で行われた「施設内虐待(abuse in care)」による混乱のために、施設養護において必要な、あるいは大切な子どもとの関わりに消極的になってしまったことは残念なことであるといってよい。体罰を子どもの援助に使うことは適切ではないが、それを恐れるために子どもをネグレクトしてしまうとしたら、子どもの養育権は保障されないことになる。
- 23) 標準世帯では高卒後の大学等進学率は50%近いが、児童養護施設では10%にも届いていない現状がある。これを今日まで続く劣等待遇の表れなのではないか。
- 24) 特にアスペルガー症候群ともいわれる子どもとのかかわりは文献などから学び続いているが、うまく関わることが本当に難しいと感じることや場面も多い。知識としての理解ではおぎなえない、さらに専門性を高めるために振り返りが必要であり続けることを感じる。
- 25) 心理学者エドワード・L・デシとジャーナリストであるリチャード・フラスト(1999)は、多くの実験結果を基に人の自律性を高めるためには外発的動機付けではなく、内発的動機付けが有効であるとしている(「人を伸ばす力－内発と自立のすすめ」新曜社)。さらに、統制や報酬などの外発的動機付けは、統制や報酬のための行動を生むことになるため自律を妨げてしまう。主体的な存在として自律的に生きるために内発的動機付けには、関係が重要であると指摘している。
- 26) 中井久夫(2005)「現代における生きがい」「関与と観察」みすず書房、165